

人材紹介に関する基本契約書

第1条

(以下「甲」という)と株式会社サービスセンター(以下「乙」という)は職業安定法に基づく人材紹介に関する基本契約を締結する。甲は乙の定める求人依頼書を乙に提出する。甲に対する乙の人材紹介は乙の指定する職歴書等にて行うものとする。甲は乙が紹介した人材の職歴書および面談等を通して速やかに乙宛に採用の可否を連絡するものとする。甲が乙から提示された職歴書等は、採用を行わなかった場合、速やかに乙に返還するものとする。人材の採用を行う場合、甲は採用通知書を乙に提示の上、採用者あてに採用通知書を速やかに提出するものとする。

第2条(身元保証等)

乙は乙の紹介する人材につき、身元保証等はこれを一切行わない。

第3条(紹介料金)

- 甲は乙が紹介する求職者を採用した場合、採用決定時年収の %の紹介料金(金 円 消費税等額を含む)を支払うものとする。
- 採用決定時の年収とは契約時の年収予定額とし賞与を含むものとする。但し、定期昇給等が行われる場合、その額を含む見込み額とする。
- 甲は採用決定者の入社日(年 月 日)から30日以内に、下記金融機関口座に、上記料金を振り込むものとする。なお送金手数料は甲が負担するものとする。

お振込口座 : UFJ 銀行 東京営業部
普通預金 NO.404705
株式会社サービスセンター

第4条(退職等による紹介料金の返還)

甲に対して乙の紹介した採用決定者が、入社日から3ヶ月以内に、自己都合による退職、就業規則違反、過失等により解雇となった場合は、乙は次のとおり第3条で定めるところの紹介料金を甲に返還する。ただし、採用決定者の雇用主の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。

- 1ヶ月以内の場合、紹介料金の80%
- 2ヶ月以内の場合、紹介料金の50%
- 3ヶ月以内の場合、紹介料金の30%

第5条(採用決定後の損害賠償)

求職者が、甲に雇い入れられた入社日以後、その業務に関し甲および第三者に対して発生したいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第6条(期限の利益喪失)

甲は下記事項のいずれかが生じた時、乙の通知催告を要せず甲は期限の利益を失う。